

特集 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例を制定しました

食品の安全性を脅かす事件などが相次いで発覚したことを踏まえ、神奈川県では、県民や事業者の皆さんと協力して食の安全・安心の確保に向けた取組みを一層進め、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を目指して本条例を制定しました。

食の安全・安心の確保とは・・・

「食品の安全性の確保」と「食品の安全性を確保することによってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上」をいいます。

この条例における基本的な考え方は何ですか？

この条例では食の安全・安心の確保を推進するための4つの基本理念を定めています。

県民の健康の保護が最も重要です。

食品等の生産・製造から販売に至る各段階において必要な措置をとります。

食品関連事業者の自主的な取組みを促進します。

県、県民及び食品関連事業者の三者間で情報を共有し、協力して取り組みます。

どのように食の安全・安心の確保を推進するのですか？

食の安全・安心の確保を推進するためには、県、県民及び食品関連事業者の三者が協力して取り組んでいくことが必要です。

県民(消費者)の皆さんの役割は・・・

- 食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める
- 県が実施する施策について意見を表明するよう努める



連携・協力



食品関連事業者の皆さんの役割は・・・

- 事業活動を行うにあたって、食の安全・安心の確保を図る
- 正確かつ適切な情報の提供に努める
- 県が実施する施策に協力するよう努める



県の役割は・・・

- 食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施する
- 県民の関心や理解を深めるための情報の提供や啓発活動などの支援を行う

県はどのようなことに取り組むのですか？

施策の実施

県は指針を策定し、次の施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 食品関連事業者に対し、食品等の生産・製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関し助言や指導などを行います。
- 2 食品関連事業者による食の安全・安心の確保に役立つ情報の自主的な提供を促進するために情報提供などを行います。
- 3 県、県民及び食品関連事業者の間で食の安全・安心の確保に役立つ情報の共有を図り、情報や意見交換を促進するための交流の機会の提供などを行います。
- 4 食品の安全性の確保に役立つ情報提供の施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策と連携します。
- 5 食品の表示の制度の適切な運用を確保するため、食品関連事業者に対し助言や指導などを行います。
- 6 遺伝子組換え作物との交雑の防止等に関する基準の設定や、その基準に基づく助言や指導などを行います。

条例では、
県が取り組む
6つの基本的施策を
定めています。



食品等の自主回収の報告

食品等の製造・加工、輸入等を行う事業者（特定事業者）が食品等の自主的な回収に着手したとき及び回収が終了したときに、県又は保健所を設置する市へ報告することを義務付けました。（平成22年4月1日施行）

この制度は
食品等の自主回収の情報を
県のホームページなどで
迅速に提供することによって、
回収を促し、
県民の健康被害の発生を
防止することを
目的としています。



食品等輸入事務所等の届出

●食品等を輸入する事業者が、県内の事務所又は事業所で最初に食品等を輸入した日から15日以内に県又は保健所を設置する市に届け出ることを義務付けました。

（平成22年4月1日施行）

●届出をせず、又は虚偽の届出をした者には5万円以下の過料が科されます。（平成22年4月1日施行）

この制度は、
届出で得られる情報により、
輸入事業者に対する
指導等を行うことによって、
より一層輸入食品の
安全性を確保することを
目的としています。

